

物件事故処理における交通（反則）切符の運用について

昭和44年10月16日刑二第206号高等裁判
所長官、地方、家庭裁判所長あて刑事局長通知

標記について、警察庁交通局長から各管区警察局長、警視總監、各道府県警察本部長、各方面本部長に対し、別紙一のとおり通達した旨通知がありましたので、参考までにお知らせします。

なお、別紙一警察庁交通局長通達に引用してある「物件事故の処理について」（昭和四十三年五月二十九日付警察庁丙交指発第二〇号警察庁交通局長通達）は、別紙二のとおりであります。

おつて、各簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長からこの旨すみやかに伝達して下さい。

（別紙一）

警察庁丙交指発第三一号
昭和四十四年十月六日
警察庁交通局長

各管区警察局長 殿
警視總監 殿
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長 殿

物件事故処理における交通（反則）切符の運用について

交通反則切符または交通切符による物件事故の処理要領については、昭和四十三年五月二十九日付け丙交指発第二〇号通達「物件事故の処理について」により示しているところであるが、最近の交通事故の増加とその処理体制の現状にかんがみ、前記通達を次のように改めるとともに、下記によつて措置することとしたので、その取扱いに遺憾なきを期せられたい。

前記丙交指発第二〇号「物件事故の処理について」通達中「一、処理原則」のうち、「原則として実況見分調書または捜査報告書および必要に応じ供述調書の作成を行なうこと。」を「違反事実の立証上必要な場合および法第二百五条第二項第四号により非反則者として処理する場合には、実況見分調書または調査（捜査）報告書および供述調書の作成を行なうこと。」に改める。

本通達については、最高裁判所事務総局および法務省刑事局と協議済みである。

なお、本通達に関連し、昭和四十三年四月二十三日付け丙交指第一五八号通達「告知基準の制定について」中、六「物件事故を伴う反則行為の違反事件の取扱い」を削除し、昭和三十一年十一月十六日付け丙交指発第六一号通達「物件事故の取扱いについて」を廃止する。

記

一 非反則行為に該当する違反行為

無免許運転、無資格運転または酒酔い運転のような非反則行為については、その違反事実の立証に重点をおくものとし、交通切符で処理する場合には違反事実の立証上とくに必要がないかぎり、実況見分調書および被疑者供述調書の作成を省略し、交通切符二枚目捜査報告書続欄を使用して、現場略図および被害状況等について特記事項を記載するとともに、必要により被疑者供述の補強証拠として参考人供述調書を添付すること。

二 反則行為に該当する違反行為

（一）反則者を交通反則切符で処理する場合は、違反事実の立証上必要のあるときを除き、交通反則切符二枚目道路交通法違反現認報告書中「現認」とあるのを「認知」と訂正し、道路交通法違反認知報告書とし、実況見分調書および被疑者供述調書の作成を省略するとともに必要により被疑者供述の補強証拠として参考人供述調書を作成添付すること。
（二）反則行為者を法定除外事由（法第二百五条第二項第四号を除く。）に該当することにより非反則事件として処理する場合は、反則行為の立証に重点をおき、違反事実の立証に必要な限り前記一または前記二の（一）の要領によること。

（三）反則行為者を法第二百五条第二項第四号により非反則者として処理する場合は、反則行為と事故との間における因果関係の立証に必要な実況見分調書および被疑者供述調書を作成すること。

(別紙二)

警察庁丙交指発第二〇号
昭和四十三年五月二十九日
警察庁交通局長

各管区警察局長 殿
警視總監 殿
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長 殿
物件事故の処理について

物件事故を伴う道路交通法違反事件（以下「物件事故事件」という。）については、従来簡易書式または基本書式等の捜査書類によつてその処理を行なつてきたところであるが、本年七月一日から道路交通法違反（反則行為）と当該物件事故との因果関係の如何によつては、それは交通反則事件として交通反則通告制度により処理され、また非反則事件として交通切符制度を適用する違反については交通切符制度により処理することとされたので、下記によりその実施に遺憾なきを期せられたい。

記

一 処理原則

物件事故事件の違反者が反則者に該当するときは、交通反則事件として交通反則切符による処理を行なうこととし、非反則事件で交通切符制度を適用する違反については、原則として交通切符による処理を行なうものとする。

交通反則切符または交通切符で物件事故事件の処理を行なうさいは、原則として実況見分調書または捜査報告書および必要に応じ供述調書の作成を行なうこと。

二 処理方式

交通反則事件および、交通切符を用いる非反則事件の処理方式は、交通事故を伴わない場合のそれらの処理方式と同様とし、反則金不納付事件および非反則事件については、原則としてA方式（三者）またはB方式（二者）による即日方式によることとする。

物件事故事件に必要な被疑者の供述調書の作成は、現場等において事故事件の処理にあつた警察官が行なうか、または、後日交通反則通告センターもしくは常駐警察官室において集中的に行なうかは各都道府県の実情により最も合理的な方法によることとなるが、出頭指定を行わない他都道府県居住者については、必ず現場等において行なうこと。

三 関係書類の指定

交通反則切符または交通切符の交通事件原票に必要な応じ作成添付することになる実況見分調書または捜査報告書の様式（交通切符の様式と同じ大きさのもの）については、警察庁と協議を行ない交通関係事件の捜査書類の特別様式として検事正の指示を受けること。

四 教養の徹底

交通反則切符または交通切符による物件事故事件の処理の方法については、交通専従員はもとより外勤警察官とくに警ら用無線自動車乗務員に対して実況見分要領等基礎的教養を十分に行ない、交通切符等による事故処理能力の向上に努めること。

五 物件事故に関する統計原票作成の廃止

警察庁においては、事故分析に必要な交通事故統計資料の作成を人身事故に限定し、したがつて統計原票の作成報告は、人身事故のみとしているのであるが、未だ物件事故に関する統計原票の作成を行なっている府県が相当見受けられる現状にある。

物件事故処理方式の合理化を機会に、物件事故に関する統計業務については、統計原票を廃止するほかその合理化について再検討すること。